

清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用

1. 目的

この運用は、清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針（以下「方針」という。）の具体的な事項を定めるものである。

2. 多摩産材等の利用推進について

(1) 多摩産材等を利用する公共建築物

方針の4の(1)における公共建築物とは、以下のものをいう。

- ① 庁舎
- ② 市営住宅
- ③ 教育施設（学校等）
- ④ 福祉施設
- ⑤ 文化施設（図書館、博物館、体育館等）
- ⑥ その他の公共建築物

(2) 多摩産材等による公共建築物の木質化

方針の4の(1)における公共建築物の木質化する部分は、床、壁（腰壁を含む。）、天井、階段、建具、外壁、什器備品等とする。

(3) 多摩産材等を利用する公共工作物

方針の4の(2)における公共工作物は、以下のとおりとする。

- ① 道路関係（横断抑止柵、転落防止柵、案内板等）
- ② 河川関係（護岸工、転落防止柵、案内板等）
- ③ 公園関係（案内板、柵、ベンチ、植栽支柱等）
- ④ その他の公共工作物

(4) 多摩産材等を利用する備品等

方針の4の(3)における備品等は、家具、備品、案内板等とする。